

新潟県身体障害者手帳制度要綱

第1 趣旨

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付の申請、同項に規定する医師の指定その他手帳に係る事務について、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体、交付機関等

- 1 この制度は、知事が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。
- 2 手帳の交付機関及び判定機関は、身体障害者更生相談所とする。

第3 手帳の様式

手帳の様式は[別記第1号様式](#)とする。

第4 手帳の交付手続き等

1 交付の申請

- (1) 身体に障害のある者は、知事に手帳の交付の申請をすることができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者が代わって申請するものとする。
- (2) 法第15条1項の規定に基づき手帳の申請をしようとする者は、[別記第2号様式](#)による申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ア 医師の診断書・意見書（[別記第3号様式](#)）
 - イ 唇顎口蓋裂の後遺症により、そしゃく機能の著しい障害を有する者にあつては、歯科医師の作成した歯科医師の意見書（[別記第4号様式](#)）
 - ウ 写真（縦4cm×横3cm 写真は最近1年以内に撮影したもので、本人とはっきり判別できるもの）
- (3) 交付の申請は、市社会福祉事務所長又は町村にあつては当該町村長及びその町村を所管する県地域福祉事務所長（ただし、津川地区センター所管区域の町村にあつては、地区センター長とする。以下「市社会福祉事務所長等」という。）を経由して行わなければならない。
- (4) 交付申請者は、何らかの事由により申請を取り下げる場合は、[別記第5号様式](#)による取り下げ書を知事に提出する。

2 交付の決定及び交付

- (1) 身体障害者更生相談所長は、判定結果に基づき手帳の交付を決定し、交付の申請の際に経由した機関を経て申請者にこれを交付する。
- (2) 市社会福祉事務所長等は、手帳の交付を受けた18歳未満の者について、交付決定通知書（[別記第6号様式](#)）により、その居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

3 手帳の再交付

- (1) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「政令」という。）第10条の規定に基づき手帳の再交付の申請をしようとする者は、[別記第2号様式](#)による申請書を知事に提出しなければならない。

(2) 3 - (1) の再交付の申請については、第4の1 - (3)の規定を準用する。

4 手帳の返還等

(1) 法第16条第1項の規定により、手帳の返還を行おうとする者は[別記第7号様式](#)による届書に当該手帳を添えて知事に提出しなければならない。

(2) 4 - (1) の返還については、第4の1 - (3)の規定を準用する。

5 手帳交付申請却下

知事が法第15条第5項の規定による通知を行おうとする場合にあっては、[別記第8号様式](#)の却下決定通知書により行うものとする。

6 転出・死亡者の報告

市町村は、手帳所持者の転出（県外及び新潟市に限る。）又は死亡の事実を認めた場合は、[別記第9号様式](#)の転出・死亡通知書により知事に報告を行うものとする。

第5 障害程度認定基準

障害程度の認定については、法、政令及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定めるもののほか、次の各号に規定する厚生労働省通知に定めるところによる。

- 1 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 2 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成15年1月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
- 3 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
- 4 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（平成21年12月24日付け障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 5 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて（平成15年1月10日付け障発第0110002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第6 医師の指定

- 1 法第15条第1項による医師の指定を受けようとする者は、医療機関所在地を管轄する県地域振興局健康福祉（環境）部長に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 医師の同意書（[別記第10号様式](#)）
 - (2) 履歴書（[別記第11号様式](#)）
 - (3) 医師免許証の写し
- 2 第6の1に掲げる書類の提出を受けた県地域振興局健康福祉（環境）部長は[別記第12号様式](#)による医師指定推薦書を添えて、知事に進達をするものとする。

第7 指定医の勤務地等の変更及び辞退

- 1 法第15条第1項による医師の指定を受けた者は、その氏名、勤務地等に変更が生じたときは、[別記第13号様式](#)による居住地等変更届を知事に提出しなければならない。

- 2 政令第3条第2項の規定に基づき法第15条第1項による医師の指定を辞退しようとする者は、[別記第14号様式](#)による辞退届を知事に提出しなければならない。
- 3 法第15条第1項による医師の指定を受けた者が死亡した場合、その者が勤務する医療機関は、[別記第15号様式](#)による辞退届(死亡届)を知事に提出しなければならない。

第8 再認定制度

- 1 知事は、ペースメーカー等植え込み者(先天性疾患によるものを除く。以下同じ。)、交付申請時の診断書・意見書作成時点での年齢が3歳未満の者(永続的な障害を除く。以下同じ。)及び肝臓機能障害(初めて認定を受ける者であってChild-Pugh(チャイルド・ピュー)分類の合計点数が7点から9点の状態である者。)を対象に、障害程度の再認定(以下「再認定」という。)を行う。
- 2 法第17条の2第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条第1項の規定に基づく診査は、[別記第3号様式](#)に規定する診断書・意見書に基づき行うものとする。
- 3 再認定を行う時期は、ペースメーカー等植え込み者については、原則として植え込み手術後3年以内、交付申請時の診断書・意見書作成時点での年齢が3歳未満の者については、原則として5歳時、肝臓機能障害の者については、診断書作成日から1年以上5年以内とする。
- 4 知事は、再認定が必要と判断したときは、再認定が必要とされた者の手帳に再認定年月を記載するとともに、再認定が必要とされた者に、[別記第16号様式](#)による再認定通知を送付する。さらに知事は、再認定を要する月のおおむね3か月前に、[別記第17号様式](#)による再認定年月到来通知を送付する。
- 5 知事は、再認定の結果、障害程度に変化が認められた場合には、政令第10条第3項に基づき、手帳の再交付を行う。
- 6 知事は、再認定の結果、法別表の障害程度に該当しないと認めた場合には、その者あてに、却下決定通知書([別記第8号様式](#))を送付する。また、法第16条第2項に基づき、手帳の交付を受けた者に対し手帳の返還を命ずる。
- 7 知事は、前4項により、再認定に係る診査を受けるべき旨の通知がなされたにもかかわらず、これに応じない者については、[別記第18号様式](#)による再認定年月到来再通知を送付し、期限を定めて診査を受けるよう督促する。このとき、正当な理由なく診査を拒み、又は忌避したときは、知事は、法第16条第2項に基づき、手帳の交付を受けた者に対し手帳の返還を命ずる。ただし、診査を受けないことについてやむを得ない事由があると認められたときはこの限りではない。
- 8 手帳の交付を受けた者は、前4項により規定された再認定年月によらず、障害の状態が変化した場合は、随時、再交付について申請できるものとする。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年 5 月 1 日から施行する。